



# 国民健康保険勝浦病院改革プラン

平成 28 年9月

徳島県勝浦町

# 目 次

## I 公立病院改革プランの策定

1 策定の趣旨	1
2 計画の期間	2

## II 国民健康保険勝浦病院を取り巻く環境

1 勝浦町の地勢等	3
2 勝浦町の人口	4
(1) 人口推移	4
(2) 人口構造	5
(3) 将来人口の予測	6
3 医療・介護の提供体制	9
(1) 徳島県保健医療計画	9
(2) 保健医療圏と基準病床数	10
(3) 保健医療圏の医療提供体制	13
(4) 勝浦町の介護保険サービス事業体制	16

## III 国民健康保険勝浦病院の現状と課題

1 現状	17
(1) 規模・機能等	17
(2) 職員配置の状況	19
(3) 患者数の状況	24
(4) 勝浦町の国保被保険者と後期高齢者の受療動向	26
(5) 介護保険サービス利用者の状況	28
(6) 経営状況	29
(7) 来院患者の評価	36
2 課題	38

## **IV 国民健康保険勝浦病院改革プラン**

1 地域医療構想を踏まえた役割の明確化	40
(1) 地域医療構想を踏まえた当該病院の果たすべき役割	40
(2) 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割	40
(3) 一般会計負担の考え方	40
(4) 医療機能等指標に係る数値目標	43
(5) 住民の理解のための取り組み	43
2 経営の効率化	43
(1) 経営指標に係る数値目標	43
(2) 経常収支比率に係る目標設定の考え方	46
(3) 目標達成に向けた具体的な取り組み	46
(4) 新改革プラン対象期間中の各年度の収支計画等	47
3 再編・ネットワーク化	49
4 経営形態の見直し	49

## **V 国民健康保険勝浦病院の改築の必要性**

1 施設の現況	50
(1) 施設配置	50
(2) 増築・改修工事履歴	50
2 現況施設における問題点	53
(1) 医療環境上の問題点	53
(2) 建築構造上の問題点	58
(3) 建築設備上の問題点	58
3 現況施設の課題への対応	59
(1) 医療環境上の問題点への対応策	59
(2) 改修工事への対応	59
4 施設整備の方向性	60
(1) 現況改修	60
(2) 改築	60



## I 公立病院改革プランの策定

### 1 策定の趣旨

国民健康保険勝浦病院（以下、勝浦病院という）は、1950（昭和25）年度の開設以来、勝浦郡唯一の入院機能を持つ医療機関として、地域医療を担ってきました。

また、国民健康保険の診療施設として、通常の診療のみならず在宅患者への訪問診療や介護保険の通所・訪問リハビリテーションの提供、更には特定健診事業の実施など、医療・介護・保健・福祉を継続的・一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の拠点として、地域住民のくらしを守る活動を行っています。

こうした中、全国の公立病院<sup>1</sup>が医師不足等による経営状況の悪化により、医療提供体制の維持が極めて厳しい状況になったことから、総務省が平成19年12月24日付で「公立病院改革ガイドライン」を発表し、病院事業を設置する地方公共団体に対して公立病院改革プランの策定とそれに基づく病院事業の経営改革への取り組みを要請しました。

勝浦町においては、2009（平成21）年度からの3ヵ年計画で『公立病院改革プラン』並びに『国民健康保険勝浦病院 経営健全化計画書』、また2012（平成24）年度からの3ヵ年計画で『勝浦病院 中期経営計画』を策定し、病院の収益体制強化や材料費等の費用抑制など、経営の改善に努めてきました。

しかしながら、依然として公立病院を中心に厳しい環境が続く中、人口の減少や少子高齢化が全国的に進展しており、その地域に必要な医療・介護の中身や量が今後大きく変化することが見込まれています。このことから、それぞれの地域で将来どんな医療・介護がどの程度必要になるのか変化を検証することが極めて重要となっており、ひとつの病院だけではなく、地域全体で適切な医療の提供体制を再構築する必要性が高まっています。

厚生労働省は、2014（平成26）年度の通常国会において成立した「医療介護総合確保推進法<sup>2</sup>」を受け、「地域医療構想策定<sup>3</sup>ガイドライン」を平成27

<sup>1</sup> 『公立病院』とは、都道府県や市町村等が開設する自治体立病院を指します。

<sup>2</sup> 『医療介護総合確保推進法』は、医療法や介護保険法など、合わせて19本の関係法律の改正からなる一括法です。

<sup>3</sup> 『地域医療構想』は、県内で設定する構想区域ごとに医療需要を推計し、2025（平成37）年度の時点で必要な病床数を推計することにより、るべき医療提供体制を実現するためのビジョンとなるものです。

年3月31日付で発表しました。これにより、すべての都道府県において2015（平成27）～2016（平成28）年度中を目途に地域医療構想の策定が進められています。

また、これと併せて、「公立病院と民間病院が役割分担を行い、地域で本当に必要な医療・介護の提供体制を確保し、その中で公立病院が安定した経営の下で、重要な役割を継続的に担っていく」必要性から、平成27年3月31日に総務省より『新公立病院改革ガイドライン』が発表されました。

勝浦町では、徳島県が2016（平成28）年度中に策定する地域医療構想を踏まえ、勝浦病院が果たすべき今後の役割を明確化するとともに、経営の効率化や再編・ネットワーク化などを通じて、より質が高く、持続可能な病院経営を目指すための新たな病院改革プランを策定します。

新たな病院改革プランは、次の4つの視点に立って策定することとします。<sup>4</sup>

- ①地域医療構想を踏まえた役割の明確化
- ②経営の効率化
- ③再編・ネットワーク化
- ④経営形態の見直し

## 2 計画の期間

病院改革プランの計画期間は、2016（平成28）年度～2020（平成32）年度までの5年間とします。<sup>5</sup>

<sup>4</sup> 前回の「公立病院改革ガイドライン」（平成19年12月24日付け）では、改革の3つの視点（経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直し）が示されていましたが、今回の『新公立病院改革ガイドライン』では、新たに“地域医療構想を踏まえた役割の明確化”が追加され、4つの視点となりました。

<sup>5</sup> 新公立病院改革ガイドラインでは、病院改革プランの策定年度あるいはその次年度から2020（平成32）年度までの期間を対象として策定することを標準としています。